

令和8年度 第1回 奈良県文化創造ギャザリング

令和8年9月11日
奈良県文化振興課

ハード面

【奈良春日野国際フォーラム・蓼への移転に関するご意見（R7.11.17_第2回）】

- 整備場所の検討にあたっては、空調設備や床荷重等の技術的検証が必要
- 特殊用途施設であり、詳細な整備費用や耐用年数の比較が必要
- 土砂災害リスクの確認が必要



- ✓ 令和8年度に策定する整備基本計画において、蓼を美術館に転用する場合の空調設備、床荷重などの技術的検証、整備コストや耐用年数、土砂災害リスクなどを詳細に調査したうえで、改めて文化創造ギャザリングで議論し、整備場所を決定することとなった

ソフト面

- 理想とする美術館像を整理したうえで整備場所を議論すべき（R7.11.17_第2回）
- 新たな美術館の目指すべき方向性を整理しソフト面について議論（R8.3.23_第3回）



- ✓ 新たな県立美術館の使命を「みいだす・ひろげる・つなげる」と整理するとともに、「第4世代の美術館のその先を目指す」という方向性、具体的な事業活動の考え方について説明し、おおむね賛同をいただく
- ✓ ご意見いただいた提案やアイデアを盛り込み、令和7年度に「奈良県立美術館整備基本構想」を策定

2. 本日も意見いただきたい項目 1/1

①ハード面

- 移転可能性調査の結果を踏まえた、美術館の整備場所
- 奈良春日野国際フォーラムを整備場所とした場合の整備方法

②ソフト面

- 整備基本計画の策定に向けた事業活動の方向性

③運営面

- 新たな美術館の運営手法

【参考】令和8年度のスケジュール（予定）

9月11日（金）	第1回 奈良県文化創造ギャザリング
11月20日（金）	第2回 奈良県文化創造ギャザリング 「奈良県立美術館整備基本計画（素案）の検討」 ・事業活動計画、施設整備計画、管理運営計画等の検討
12月中旬～1月中旬	パブリックコメントの実施
1月下旬～2月上旬	第3回 奈良県文化創造ギャザリング 「奈良県立美術館整備基本計画（案）の検討」
3月下旬	「奈良県立美術館整備基本計画」策定

3. 移転可能性調査の結果（総合評価） 1/4

➤ 令和8年度 藁を美術館に転用できるか移転可能性調査を実施

移転可能性 調査内容

- (1) 建築構造：必要な床荷重・収蔵機能を確保できるか
- (2) 設備：必要な温湿度環境等が確保できるか
- (3) 敷地条件：改修や施設整備が可能か

確認できた内容

- 建築構造対応可能
- 設備整備可能
- 改修（増築）可能
- 長寿命化可能

対応が必要な内容

- ⚠ 災害対策
- ⚠ 収蔵機能確保
- ⚠ 資料動線確保
- ⚠ 文化庁許可

総合評価

藁の美術館への転用は技術的に実現可能（詳細は次頁以降）

（1）建築構造

調査目的 薨が美術館として必要な床荷重・収蔵機能を確保できるか確認

調査結果 収蔵機能を除き、概ね対応可能

○ 展示室は構造補強により対応可能

- ・ 既存施設の構造図等を踏まえた構造検証により、標準的な展示室の床荷重（500kg/m²程度）であれば、一部の構造補強等により確保可能（現状の設計床荷重：360kg/m²）
- ・ 標準的な展示室の天井高（5m以上）は、本館2階で想定している展示室で確保可能（5～7m）

○ 躯体コンクリート強度は十分

- ・ 薨本館・別館の既存躯体コンクリートのコア抜き調査の結果、改修利用に十分なコンクリート強度を確認（設計値の1.4～2.0倍）
- ・ コンクリートの中性化に関して、一部の箇所に進捗が見られたものの、70年程度の耐用年数を見込むことが可能（ただし、今後の長寿命化に向け、改修工事の際に中性化補修等の実施を検討）

⚠ 収蔵庫は既存建物のみでは制約あり

- ・ 薨本館、別館とも現状の用途における床荷重は360kg/m²程度であり、重量作品を含む収蔵庫の荷重要件の確保は困難
- ・ 薨本館の地下階や1階は土砂災害の可能性（後述）が危惧され、収蔵庫の配置場所としては不適

（2）設備

調査目的 美術館に必要な温湿度環境等が確保できるか確認

調査結果 設備面での大きな支障はない

○ 空調設備は対応可能

- ・ 美術館への用途変更に伴い必要な環境を確保するために全面的な改修は必要
- ・ 現状のドライエリアを含む給気・排気ルートや既存ダクトなど活用可能なものを再利用することでコスト圧縮は可能

○ 電気設備は対応可能

- ・ 美術館への用途変更に伴い必要な環境を確保するために受変電設備は部分的、照明設備は全面的改修（LED化）が必要
- ・ なお、受変電設備は、改修等メンテナンスが施されているが基本的に耐用年数を過ぎており、美術館を移転整備しない場合であっても、薨本館の長期利用には改修が必須

○ 消火設備は対応可能

- ・ 美術館への用途変更に伴い必要な環境を確保するために新たに消防設備の設置が必要。展示室等の消火設備については、ガス消火、予作動式スプリンクラー、屋内消火栓等を導入

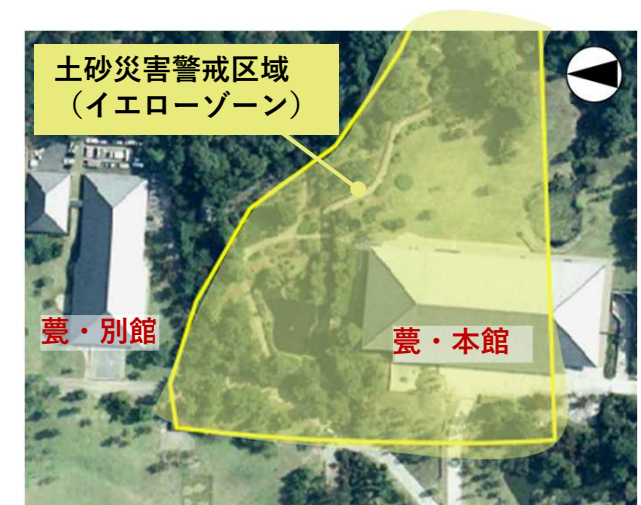
（3）敷地条件

調査目的 整備にあたっての法的規制を確認

調査結果 法的規制における大きな支障はない。トラックヤード等の増築も可能

○土砂災害への対応

- ・ 当該敷地における被災履歴はない
- ・ なお、敷地の一部は土砂災害警戒区域（土石流）に指定されていることから、法的規制はないものの、高さ1m前後の土石流が到達する可能性があるため、収蔵庫や展示室は本館の地階以外に配置するなど、想定土石流の高さを踏まえた計画、避難計画の策定などが望ましい



○増築は可能 ⚠ 協議継続が必要

- ・ 葎本館・別館を含む敷地面積と建蔽率から、一定規模の増築は可能
- ・ なお、国指定の名勝・史跡内での整備となるため、文化庁等との協議が必要。指定の基準である現状の景観要件等が担保される範囲であれば検討は可能と聞いている（現在協議継続中）
- ・ 埋蔵文化財包蔵地のため、基礎を設ける増築範囲について建設前に発掘調査が必要（現在協議継続中）
- ・ 世界遺産（バッファゾーン）に位置するため、計画内容に関して事前確認・協議が必要（現在協議継続中）

4. 整備場所の比較 1/3

- 調査の結果、**葺の美術館への転用は技術的に実現可能**となったことを踏まえ、改めて**整備場所として「現地建替」と「葺移転」を比較**

	現地建替 (現美術館建物を除却し新たに施設を建設)	葺移転 (既存建物(葺本館、別館)を新美術館に改修)
整備可能な 施設規模	✗ 延面積 約7,140㎡～約9,660㎡ ・上記面積以上の建築不可 ・簡易試算による理論値 ・2層(延床面積7,140㎡)の場合、天井高は5m以上確保可能 ・3層(延床面積9,660㎡)の場合、天井高は4m未満	○ 延面積 約11,000㎡(本館、別館含む) ・上記面積(能楽ホール約855㎡を含む)以上の増築も可能 ・展示室の天井高は5m以上確保可能
立地環境・ アクセス	○ 近鉄奈良駅より徒歩5分 ・奈良県文化会館や県庁に近く、滞留人口が多い ・登大路瓦窯跡の整備計画との調整(施設配置や整備時期の整理)が必要	✗ 近鉄奈良駅より徒歩20分 (バス5分・徒歩3分) ・多数の観光客が訪れる東大寺大仏殿の参道に近接 ・奈良公園内に位置し、隣接する公園地(浮雲園地)も含めた事業展開も視野に入れることが可能 ・被災履歴はないが、敷地の一部が土砂災害警戒区域(土石流)に含まれており、建築計画上の配慮が必要
整備工程・ 閉館期間	✗ 美術館閉館期間が長期(6年以上) ・除却工事が必要なため、除却時点から閉館必要 ・躯体コンクリート新設に伴う、枯らし期間が発生(打設後2夏)	○ 美術館閉館期間が短期(2～3年程度) ・新美術館の完成まで、現美術館を開館可能 ・新築工事と比べ、工事期間を短縮できる可能性 ・既存躯体活用のため、枯らし期間の短縮が可能

4. 整備場所の比較 2/3

	現地建替 (現美術館建物を除却し新たに施設を建設)	豊移転 (既存建物(豊本館、別館)を新美術館に改修)
必要コスト	施設整備費：豊移転の方が安価	
	× 整備費試算：約133億円 (延床面積9,660㎡) ∴新築工事のため費用が高額になること(約115億円)、 除却費用がかかること(約3.8億円)など [内訳] ・ 建築工事(新築)：115億円 ・ 展示・収蔵内装費：10億円 ・ 除却費：3.8億円 ・ 設計費：4.2億円	○ 整備費試算：約91億円 (延床面積11,518㎡) ∴既存躯体を活用するため、必要な構造補強等を加味しても 改修の建築工事費が安価(約75億円) [内訳] ・ 建築工事(改修)：75億円 ・ 建築工事(増築)：1.7億円 ・ 展示・収蔵内装費：10億円 ・ 設計費：4.4億円 ○ 公共施設等適正管理推進事業債(交付税措置有)の対象となる可能性
	・ 建築工事(新築、増築)：近年の富山県美術館など4館の公立美術館整備事例の平均 ・ 建築工事(改修)：奈良県文化会館改修費(新設費、設備費を除く)に、必要な躯体改修や構造補強費、設備費を追加 ・ 展示・収蔵内装費：専門業者による実績値 ・ 除却費：H27文化会館・美術館及び周辺整備基本計画の除却費 ・ 設計費：国交省業務報酬基準から算出 ※各項目について現時点までの物価変動を考慮(将来の物価変動は考慮していない)	
	工事期間中の収蔵資料の維持管理等関連コスト：豊移転の方が安価	
	× 資料移送費：2回分 (現美術館→保管場所、保管場所→新美術館) × 工事期間中の資料保管費用が必要	○ 資料移送費：1回分 (現美術館→新美術館) ○ 工事期間中の保管は既存施設で対応可能 ○ 豊を継続利用するための運営コストを削減 (改修経費約3億円、ランニングコスト 約3億円/年)

【比較結果のまとめ】

- 現地建替は、近鉄奈良駅から近くアクセス性に優れるとともに、文化会館や県庁周辺との連携など、立地面でメリットを有している。
- 一方、葺移転は、現地建替と比較して、延床面積10,000㎡以上を確保できることに加え、整備費の縮減、閉館期間の短縮、収蔵品移送や保管に係る費用抑制など定量的な面で優位性が認められる。
- さらに、葺移転は、奈良公園という世界に開かれた環境の中で、周辺施設との連携、能楽ホールの活用、民間活力の導入など、将来の発展可能性まで見据えると、新たな県立美術館の将来像を実現するための舞台となり得る。
- このため、現地建替のメリットを十分踏まえた上でも、公共施設等適正管理推進事業債（交付税措置有）の対象となる可能性などのコスト面に加え、県立美術館に求められる機能の確保と将来の発展可能性を総合的に勘案すれば、整備場所としては葺が最適。



総合評価

新たな美術館の整備場所は「葺」が最適

➤ 奈良春日野国際フォーラム蓼を整備場所とした場合の整備方法について検討

基本構想時に想定していた蓼の整備内容（A案）

- 収蔵庫を別館に整備（本館地下：土砂災害リスク、本館1階・2階：耐荷重×）
- 県民ギャラリーを、本館地下駐車場を廃止して整備

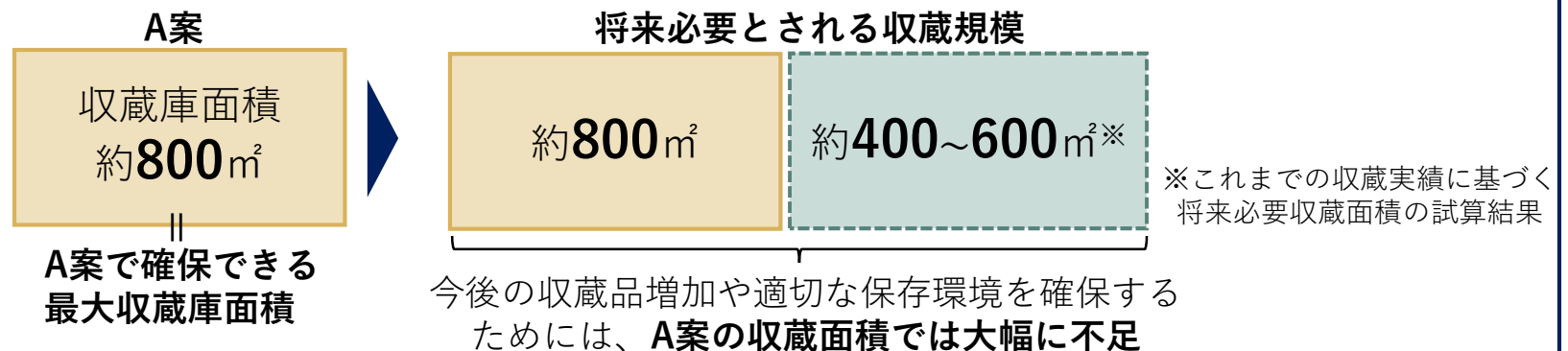


➡ しかし、A案では次の課題（詳細は次頁）を解決することが難しいことが判明

A案における課題

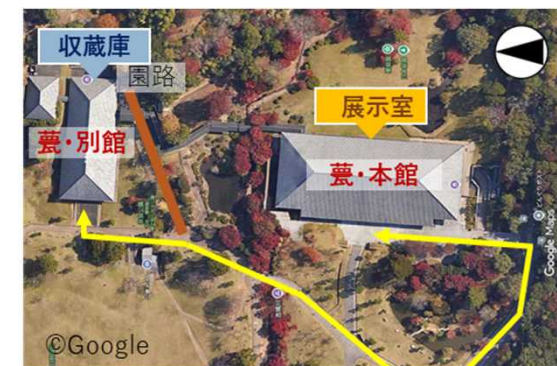
① 収蔵庫の面積が不十分

- ・ 収蔵庫調査の結果、将来収集分を考慮すると、現美術館収蔵庫（約620m²）の2倍程度の面積が必要



② 収蔵庫を別館に整備することによる資料動線の悪さ

- ・ 本館と別館の間には園路があることから、
資料の輸送には都度、美術品専用車が必要



③ 来館者用駐車場の不足

- ・ 本館地下駐車場の大部分をギャラリーに転用するため、車での来館がほぼ不可能

これらの課題を解決するため、B案（詳細は次頁）を検討

今回新たに検討した蕨の整備内容（B案）

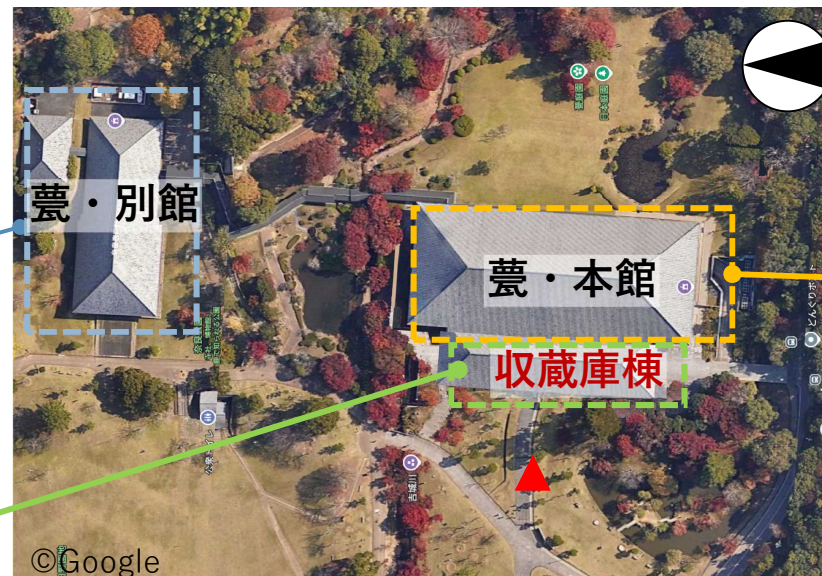
- 収蔵庫やトラックヤード等の機能を備えた**収蔵庫棟**（収蔵面積 約1,200m²）を**本館西側に増築**（本館と収蔵庫棟を繋ぎ、資料動線を確保）
- 本館地下の駐車場を**来館者用駐車場**（約40台）として活用
- **県民ギャラリー**は別館に整備

2F

- ・会議室
- ・講座室

1F

- ・**県民ギャラリー**
- ・カフェ



2F

- ・展示室

1F

- ・エントランス
ロビー、カフェ
- ・講座室
- ・能楽ホール

BF

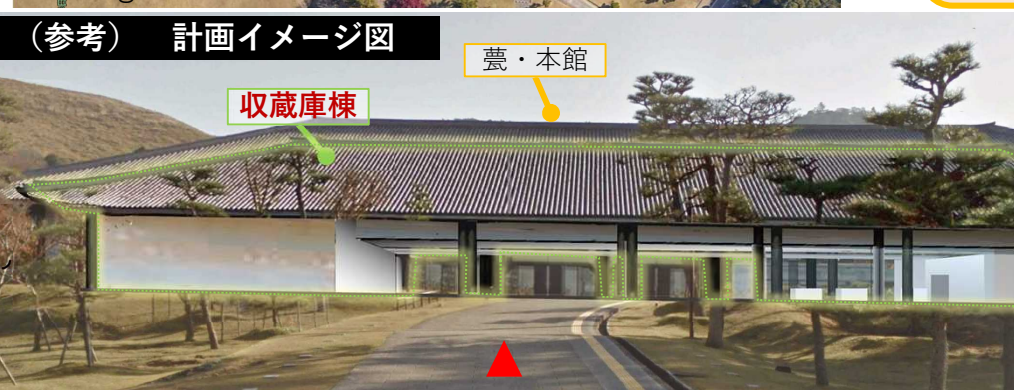
- ・**来館者用駐車場**

2F

- ・**収蔵庫※**

1F

- ・ショップ
- ・ワークショップ
ルーム



※収蔵庫については通常の収蔵庫を想定（今後、近年導入が進む「見せる収蔵庫」も検討）

➤ 整備方法としてA案とB案を比較

	A案 豊本館・別館を改修	B案 豊本館・別館を改修、収蔵庫棟を増築
収蔵庫規模	✗ 現状の資料を収蔵する規模しか確保できず、 <u>今後の収集に対応するスペースが見込めない（800㎡）</u>	○ 増築部分に収蔵機能を備えるため、 <u>適切な収蔵機能の確保が可能（1,200㎡）</u>
資料動線	✗ 展示室と収蔵庫が離れるため、 <u>都度美術品専用車が必要</u> となり、費用負担も増大	○ 本館と収蔵庫が隣接して資料動線が確保され、 <u>展示替作業が行いやすく、美術品専用車は不要</u>
駐車場	✗ <u>来館者用駐車場を確保できない</u>	○ 地下駐車場を <u>来館者用駐車場として利用できる（約40台）</u>
民間活力導入の可能性	△ 施設規模に余裕が少なく、 <u>民間活力導入が難しい</u>	○ 施設規模を確保できるため、ショップやレストランなど <u>民間活力導入につなげやすい</u>

5. 整備方法の検討 5/6

	A案 豊本館・別館を改修	B案 豊本館・別館を改修、収蔵庫棟を増築
必要コスト	○ 整備費試算：約91億円 (延床面積11,518㎡) [内訳] ・ 建築工事（改修）：75億円 ・ 建築工事（増築）：1.7億円 ・ 展示・収蔵内装費：10億円 ・ 設計費：4.4億円	✕ 整備費試算：約101億円 (延床面積13,113㎡) A案と比べ、別館を収蔵庫に改修する必要がなく、地下駐車場もほぼ改修が不要なため費用を低減することが可能。 [内訳] ・ 建築工事（改修）：59億円 ・ 建築工事（増築）：25億円 ・ 展示・収蔵内装費：12億円 ・ 設計費：5億円
	・ 建築工事（改修）：奈良県文化会館改修費（新設費、設備費を除く）に、必要な躯体改修や構造補強費、設備費を追加 ・ 建築工事（増築）：近年の富山県美術館など4館の公立美術館整備事例の平均 ・ 展示・収蔵内装費：専門業者による実績値 ・ 設計費：国交省業務報酬基準から算出 ※各項目について現時点までの物価変動を考慮（将来の物価変動は考慮していない）	
	その他コスト・収入：<u>B案の方が優位</u>	
	✕ 収蔵庫からの移送に都度車両輸送費用がかかる ✕ <u>駐車場からの収益は見込めない</u>	○ 収蔵庫と展示室の間の資料搬送に車両輸送は不要 ○ 休館日も含め、<u>駐車場の収益事業化が可能</u>

【比較結果のまとめ】

- A案は整備費を抑制できるメリットがあるものの、収蔵庫面積が不足すること、展示室と収蔵庫が分離し資料動線に課題があること、来館者用駐車場を確保できないこと、ショップやレストラン等の導入余地が限られることなど、新たな県立美術館に求められる機能の確保や将来的な運営に課題が残る。
- 一方、B案は本館に収蔵庫棟を増築することで、適切な収蔵機能を確保、円滑な資料動線を実現、障害者や高齢者などの最低限の来館者用駐車場を確保、民間活力導入のための空間を確保することが可能となり、新たな県立美術館の運営に必要な機能を総合的かつ高水準で備えることができる。
- また、B案の整備費はA案より約10億円高くなるものの、延床面積の拡大や機能向上を実現しながら、m²当たり整備単価はB案の方が低く、投資効果の観点でも合理性が認められる。



総合評価

県立美術館は今後数十年にわたり奈良県の文化創造を支える基幹施設。短期的な整備費の比較だけでなく、収蔵・展示・教育普及機能を将来にわたり確実に発揮できることを重視し、本館に収蔵庫棟を増築するB案を基本としたい。

6. 基本計画策定に向けた事業活動の方向性 1/6

➤ 令和7年度に策定した整備基本構想において、基本理念を決定

美術館再整備の基本理念

- | 1 基本コンセプト | 地域に根ざし、世界に開かれた、
奈良県の未来を創造する美術館 | 地域に根ざし | 世界に開かれた | 未来を創造する |
|-----------|--|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 2 将来像 | 記録を記憶にし、
未来の奈良県を想像し、
新たな価値を創造する美術館 | 奈良県ゆかりの芸術文化に光を当てる
県民の芸術文化活動の場になる | 奈良県民が多様な芸術文化と出会う
奈良県の芸術文化を世界に発信する | 多様な人や場所と芸術文化をつなげる
芸術文化から新たな価値を生み出す |

3 3つの使命（ミッション）

これまでの美術館
美術館の歴史は、収集した作品を誇示する場としての「第1世代」から、広く社会に対して開かれた「第2世代」を経て、人々が交流し体験を共有する「第3世代」へと進化し、新たな価値を創造する「第4世代」が台頭してきた。

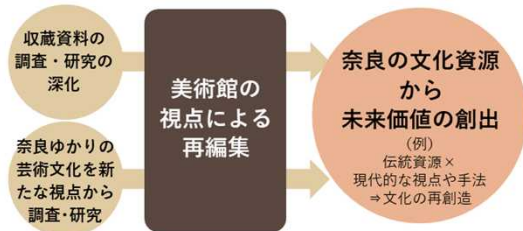
「基本コンセプト」に基づく以下の3つの使命を実現することにより、
奈良の歴史文化を未来へつなぐ第4世代のその先を目指す

歴史と未来をつなぐ奈良県立美術館4+（フォープラス）

〈使命（ミッション）①〉

みいだす
奈良の文化資源から「新たな価値」を創出する活動の推進

所蔵品に加え、奈良に伝わる歴史資料、伝統技術や伝統芸能に加えマンガ、アニメ、建築、ファッション等を含む多様な文化資源について、その背景・意味・美的価値を読み解き、組み合わせるなど、美術館ならではの視点から再編集し、新たな価値として広げていく。



〈使命（ミッション）②〉

ひろげる
奈良独自のフィールドを活かし、美術館の外へ活動を展開

奈良公園や社寺、自然等を、新たな創作やアート・プロジェクトの舞台にして奈良の新たな芸術文化を育むとともに、文化観光拠点としてインターネット上での多様な情報発信により奈良発の文化を世界へ届ける。



〈使命（ミッション）③〉

つなげる
多様な主体と連携し、ともに奈良の未来を創る活動

文化施設・大学・企業・産業・福祉・観光等、多様な主体と協働し、価値創造や地域課題の解決に取り組む「未来共創ハブ」として、奈良県庁と一体的に奈良の未来を生み出す社会装置となる。

- ・奈良県の政策構築や実現への寄与
- ・地場産業等へのデザイン支援
- ・県内の回遊促進
- ・インクルーシブな社会づくり
- ・伝統芸能・工芸の価値向上と発信等



➤ 令和8年度に策定する整備基本計画において、具体的な取組内容を検討中。

現在検討を進めている具体的な取組内容に対して、ご意見をいただきたい。

6. 基本計画策定に向けた事業活動の方向性 2/6

基本構想		検討中の基本計画（案）
事業活動	事業活動項目	具体的な取組
事業活動1 奈良県ゆかりの芸術文化に光を当てる 【調査・研究】 【収集・保存】	1-①収蔵資料の調査・研究	・収蔵資料の新たな魅力を発見しその価値を高めるため、吉川観方コレクション、大橋コレクション、由良コレクション、高畑グループ、田中一光等の既存の収蔵資料の継続的な調査・研究を行う ・収蔵資料の調査研究成果を活かし、特定の収蔵資料について詳しく紹介する映像作品を制作し、美術館内で上映する
	1-②奈良ゆかりの芸術文化に関する調査・研究	・奈良ゆかりの芸術文化の価値や魅力を明らかにするため、多視点からの調査・研究、大学や研究者、県民が行う調査・研究との連携や支援等を行う ・バックヤードツアー等、収蔵資料の活用拡大に向けた取組についての研究を進める
	1-③奈良ゆかりの芸術文化の収集	・既存の収蔵資料を補完するために必要な資料、奈良ゆかりの芸術文化を発信する上で不可欠な資料等を中心に新たな資料収集を行う ・新たに、奈良ゆかりの現代美術に関わる資料を収集する
	1-④収蔵資料の管理	・収蔵資料を保存・継承するため、データ管理（受入、デジタルアーカイブへの登録等）と、安定した保存環境の維持、虫菌害から文化財を守る文化財IPMへの取組を行う ・収蔵資料の点検を行い、必要に応じて修理を行う

6. 基本計画策定に向けた事業活動の方向性 3/6

基本構想		検討中の基本計画（案）
事業活動	事業活動項目	具体的な取組
事業活動2 県民が多様な芸術文化と出会う 【展示】	2-①収蔵資料や借用資料による多様な展示	・収蔵資料をはじめとする奈良県ゆかりの作品や世界の多様な美術等の展示を通して、鑑賞者に奈良県の芸術文化を伝えるとともに、マンガ、アニメ、建築、ファッション、食文化等幅広い文化芸術により感性を刺激し新たな視野の獲得や創造性の向上に資するような体験を提供する ・県内の文化施設や社寺、大学等のコレクション等を紹介する展覧会を開催する
	2-②奈良ゆかりの展示	・県民や来訪者が奈良ゆかりの芸術文化にいつでも触れることができるよう、収蔵資料を活用した常設展示を行う ・地域に根ざしたテーマの展覧会を開催する
	2-③美術の枠を拡大させる新しい切り口の展示	・歴史資料等の多様な分野の資料に対して、美術的な視点から価値を再定義することで、資料の価値や美術の概念を拡張させるような企画展を開催する
	2-④展示解説	・誰でもより深く作品を理解できるよう、音声ガイドをはじめICT技術の活用や学芸員等によるギャラリートーク等により、展示解説の充実を図る

6. 基本計画策定に向けた事業活動の方向性 4/6

基本構想		検討中の基本計画（案）
事業活動	事業活動項目	具体的な取組
事業活動3 県民の芸術文化活動の拠点になる 【教育普及】	3-①インクルーシブな教育普及事業	・多様な人に対して、より深く芸術文化に親しむ機会を提供するため、 インクルーシブアートに取り組む組織や団体等とも連携 し、多様なプログラムを展開する [展開例] ・対話型鑑賞 ・様々な障害のある人を対象としたプログラム ・多様な人々を対象とした鑑賞・体験プログラム ・体験型ワークショップ ・多様な人々に対する創作活動の場や機会の提供
	3-②外部連携	・ 学校等（幼稚園・保育園・こども園・小中学校・高等学校・大学）との連携強化 を図り、多様な活動を展開する [展開例] ・学校団体の受入 ・学校等へのアウトリーチ（アーティストや学芸員の派遣） ・教員向け研修機会 ・見学や学習のためのプログラムや教材の開発 ・県内企業や県職員等に対して、「アート思考」等の芸術文化の創造性に関する学習機会を提供する
	3-③人材育成	・文化芸術に関わる活動を広く県内で展開できるよう、文化芸術活動人材を育成する機会を提供する

6. 基本計画策定に向けた事業活動の方向性 5/6

基本構想		検討中の基本計画（案）
事業活動	事業活動項目	具体的な取組
事業活動4 奈良県の芸術文化を通じて世界につながる 【対話と連携】	4-①美術館事業全体のアーカイブ化と多様な活用の促進	・ 所蔵する美術作品や資料のデジタルアーカイブの充実を図り、ジャパンサーチとの連携を促進する。加えて、展示や教育普及プログラム等に関するデジタルアーカイブを構築し、美術館での活動成果等の活用を促進する ・ <u>WEBサイト上にデジタルミュージアムを設置</u>し、デジタルアーカイブの公開や新たな鑑賞・学習体験機会の提供を行うほか、奈良県全域の文化財に関する情報の統合により、奈良県立美術館と奈良県を世界に向けて発信する ・ 多様な活用を促進するため、パブリックドメインによる公開に加え、商業利用にも対応する情報提供システムを構築する
	4-②海外美術館との連携	・ 海外の美術館との資料の貸借による企画展を開催する ・ 特定の美術館との提携による継続的な活動を展開する ・ 奈良ゆかりの芸術文化に関わる調査研究や展示に関するノウハウ等を活かし、<u>アジアを中心とした若手キュレーターの育成拠点</u>を目指す
	4-③国内外のアーティストとの連携による、地域に根ざしたアート・プロジェクトの展開	・ 県民と国内外のアーティストとが参加するアート・プロジェクトを展開する ・ <u>奈良ゆかりの芸術文化に関わるアーティストや職人等を世界へ発信</u>する企画展や国際的イベント等を展開する ・ 海外アーティストや研究者との連携による、奈良ゆかりの芸術文化を再定義するプロジェクトを展開する
	4-④奈良県内の美術館との連携	・ 県内各地の美術館と連携し、企画展やイベントの共同開催等により、奈良県の芸術文化を発信する ・ 県内美術館の中核として、幅広い事業活動への支援を行う

6. 基本計画策定に向けた事業活動の方向性 6/6

基本構想		検討中の基本計画（案）
事業活動	事業活動項目	具体的な取組
事業活動5 奈良県の芸術文化から新たな価値を創造する 【価値創造】	5-①奈良県の政策構築や実現への寄与	・ 県政情報の発信に寄与し、特に観光分野において、奈良公園の価値や存在感を高める情報発信を行う ・ 県庁の諸部門との連携による活動展開を図る [展開例] ・ 県の事業に対するアーティストやデザイナーの紹介 等
	5-②能や伝統工芸の価値向上と発信	・ 国内外のアーティスト等と連携した、伝統芸能や伝統工芸の新しい魅力づくりに寄与する ・ 伝統芸能や伝統工芸に関わるイベント開催等による積極的な情報発信を行う
	5-③地場産業やスタートアップへのデザイン支援	・ 収蔵資料や研究成果、アーティストとのネットワーク等、美術館の持つ価値を活かし、地場産業や民間企業の商品やサービスの高付加価値化を支援する
	5-④ユニークベニューとしての活用、地域連携の促進	・ 地域と連携しにぎわい創出に向けた美術館施設の柔軟な活用に対応する ・ 奈良県フィルムコミッションとの連携による情報発信を行う
	5-⑤オリジナル商品の開発	・ 収蔵資料や事業活動成果を活かしたオリジナル商品を開発する [展開例] ・ 収蔵資料の画像を活かしたミュージアムグッズ ・ 収蔵資料のマルチプル（複製品） ・ 教育普及プログラムやイベントの成果を活かし、芸術文化に親しむための教材開発

7. 新たな美術館の運営手法 1/4

- 行政の持つ公共性と民間の持つ創意工夫や機動力を組み合わせ、それぞれの強みを最大限発揮できる管理運営体制を構築することが重要であることから、民間活力の導入に向けて検討を開始。令和8年度に策定する整備基本計画において、新たな美術館の整備運営のあり方を検討中。なお、入館者数や事業収入等のみではなく、文化芸術がもたらす本質的な価値や、地域社会への波及効果も評価する視点に基づく、持続可能な管理運営体制を目指す。
- 新たな美術館について、どのような「①設置主体」「②運営手法」が適切かご意見いただきたい。

① 設置主体

設置主体	県	地方独立行政法人
概要	美術館の運営・管理を <u>県が担う</u> （現在の運営手法）	県が <u>独立行政法人</u> を設立し、法人が <u>美術館を運営・管理</u>
事例	・ 兵庫県立美術館 ・ 三重県立美術館 等	・ 大阪市博物館機構（大阪市立美術館等6館） ・ 愛知県美術館機構（愛知県美術館等2館）
県からみた主なメリット	・ <u>公共性・政策目的</u>を果たしやすい（調査研究、教育普及活動等） ・ 自治体の責任で収蔵品等の管理を直接実施できる	・ 県とは別組織になることから、学芸員等の<u>専門人材の確保・育成</u>がしやすい ・ 県と比較すると館運営にかかる制約事項が少ない
県からみた主なデメリット・留意点	・ <u>県の人事や予算執行上の制約</u>を相対的に受けやすい ・ 柔軟な事業展開や収益事業を実施しにくい	・ <u>設立手続き、制度設計の負担が大きく</u>、自治体側に高度なガバナンスが求められる ・ 単独施設で法人を設立する場合には、設立にかかるコストに見合う効果が出にくい

奈良県の現状

- ・ 現在、奈良県には美術館運営の受け皿となる法人が存在しない。
- ・ 新たな法人を設立する場合、設立手続や組織整備、継続的な運営経費等の負担が生じる。
- ・ 大都市で複数館を運営する場合は独法設立のメリットが大きいものの、奈良県で美術館のみを運営する独法を設立するメリットは小さいと考えられる。

7. 新たな美術館の運営手法 2/4

② 運営手法

運営手法	直営	指定管理	PFI (BTO、RO等)	コンセッション
概要	美術館の運営・管理を <u>県が担う</u> (現在の運営手法)	県が指定した <u>民間事業者等が指定管理者として美術館を運営・管理</u>	<u>民間事業者が美術館の設計・建設(改修)・維持管理・運営を実施</u> (方式により差あり)	公共が施設を所有しつつ、 <u>民間事業者が運営権を取得して運営・維持管理を実施</u>
業務の実施者	県	指定管理者 (民間事業者、財団法人等)	民間事業者	民間事業者
事例	- 兵庫県立美術館 - 三重県立美術館 等	- 島根県立美術館 - 山口県立美術館 等	鳥取県立美術館 (BTO方式)	大阪中之島美術館※ ※市ではなく、独立行政法人が運営主体となり、民間事業者が独法から運営権を取得した事例
メリット	公共性・政策目的を果たしやすい(調査研究、教育普及活動等) - 自治体の責任で収蔵品等の管理を直接実施できる	(民間事業者が管理者となった場合には) 民間のノウハウを活かした利用者サービス向上が期待できる - 既存施設の維持管理・運営に導入しやすい	運営方法にあわせ、施設整備を一体的に実施可能 長期契約により民間の創意工夫・ノウハウ等を発揮しやすい - 任意事業等の実施により、収益性の向上が期待できる	長期契約により民間の創意工夫・ノウハウ等を発揮しやすい - 運営権と収益機会を一体化し、民間の創意工夫や投資を引き出しやすい
デメリット (留意点)	県の人事や予算執行上の制約を相対的に受けやすい - 柔軟な事業展開や収益事業を実施にくい	指定管理期間が短いと民間事業者等の創意工夫等の効果は限定的 - 指定管理者が定期的に代わると、ノウハウ継承が難しい	- 長期にわたる複雑な契約を取り交わすことになるため、事業者公募や契約にあたって、専門的な知見・ノウハウが必要 - 美術館にかかるPFI事業の事例は全国的にも多くない	- 長期にわたる複雑な契約を取り交わすことになるため、事業者公募や契約にあたって、専門的な知見・ノウハウが必要 - 美術館にかかるコンセッション事業の事例は全国的にも多くない

 **いただいたご意見を基に、奈良県立美術館に最適な運営手法を引き続き検討**

7. 新たな美術館の運営手法 3/4

参考

Park-PFI

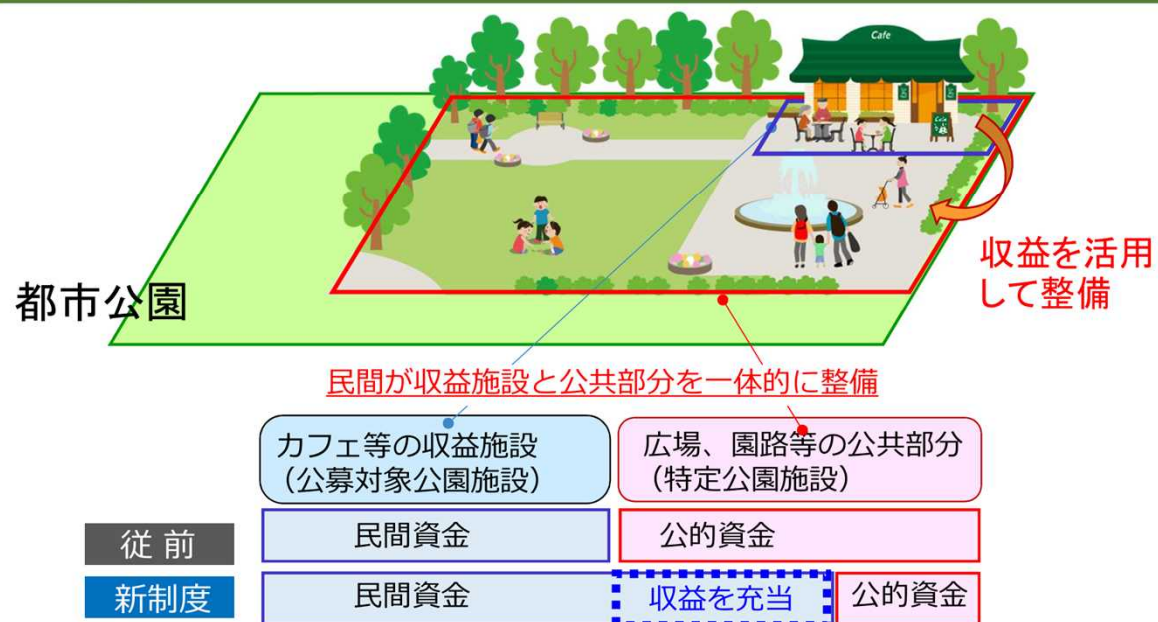
■ Park PFI

- Park-PFIは、**公募対象公園施設の設置・管理**を民間事業者が行い、その収益で**特定公園施設の整備**による公共還元を行うものである。
- **公募対象公園施設**（法第5条の2第2項第1号）：美術館は「教養施設」に含まれるものと考えられる。また、公募対象公園施設は新設で設置することも、既存施設の改修により美術館を設置することでも、どちらでも適用可能であるが、都市公園法施行規則第3条の3により、「当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができる」と認められるもの」である必要がある。また、公募対象公園施設は、独立採算が前提となる。
- **特定公園施設**（都市公園法施行規則第3条の3）：「公募対象公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるもの」である必要がある。特定公園施設は、公園施設のすべてが対象となるため、「教養施設」である美術館も該当することとなる。

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件

園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



7. 新たな美術館の運営手法 4/4

参考

Park-PFI

■美術館を公募対象公園施設とする場合：

- ・公募対象公園施設として既存建築物を美術館として民間事業者が改修し、運営・維持管理を実施することは制度上は可能である。
- ・しかしながら、Park-PFIでは、公募対象公園施設となる美術館からの収益の還元によって、美術館の改修、運営・維持管理はもとより、公園内の広場、園路等（特定公園施設）の整備を行う必要がある。
- ・一般に、美術館の運営には官民連携手法を導入しても独立採算での運営は難しく、県が委託料を支払うことが想定されるが、その公費を事実上、特定公園施設の整備に回すとなると、Park-PFIの「公募対象公園施設から得られる収益を公園整備に還元」という制度趣旨にそぐわないため、適用するメリットがないと考えられる。

■美術館を特定公園施設とする場合：

- ・特定公園施設は、公募対象公園施設からの収益の還元によって民間が整備することとなる。
- ・公募対象公園施設の設置管理許可の上限が20年であり、その期間内の収益で、①公募対象公園施設の整備費、②公募対象公園施設の設置管理に係る使用料（条例で定める額以上）、③特定公園施設（美術館）の整備費、等を賄うためには、相当収益性の高い公募対象公園施設を民間事業者を求める必要があり、事実上、困難あるいは効果は限定的と考えられる。

PFI

根拠法

PFI法

目的

民間資金等を活用した公共施設整備による低廉・良好なサービス提供

施設整備

公共負担
(サービス購入型が多い)

公共コスト削減

VFM（民間による効率的な整備によるコスト削減）
※包括発注、性能発注等による民間の創意工夫

事業主体

SPCを設立

Park-PFI

都市公園法

民間資金等を活用した公園利用者の利便の向上、公園管理者の財政負担の軽減

独立採算（公募対象公園施設）
公共還元＋公共負担（特定公園施設）

特定公園施設の整備による公共還元
※民間事業者による公園の価値を上げるような取組を促進

民間事業者（SPCの設立は任意）

国土交通省「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用のガイドライン」

例)

【公募設置等指針】－公園管理者が示す条件

特定公園施設の建設に要する費用のうち、公園管理者が負担する上限額：9千万円

↓

【公募設置等計画】－事業者の提案

・公園管理者に負担を求める額：8千万円

(内訳)

・特定公園施設の建設に要する費用の見込み額：1億円

・収益等からの充当額：2千万円